

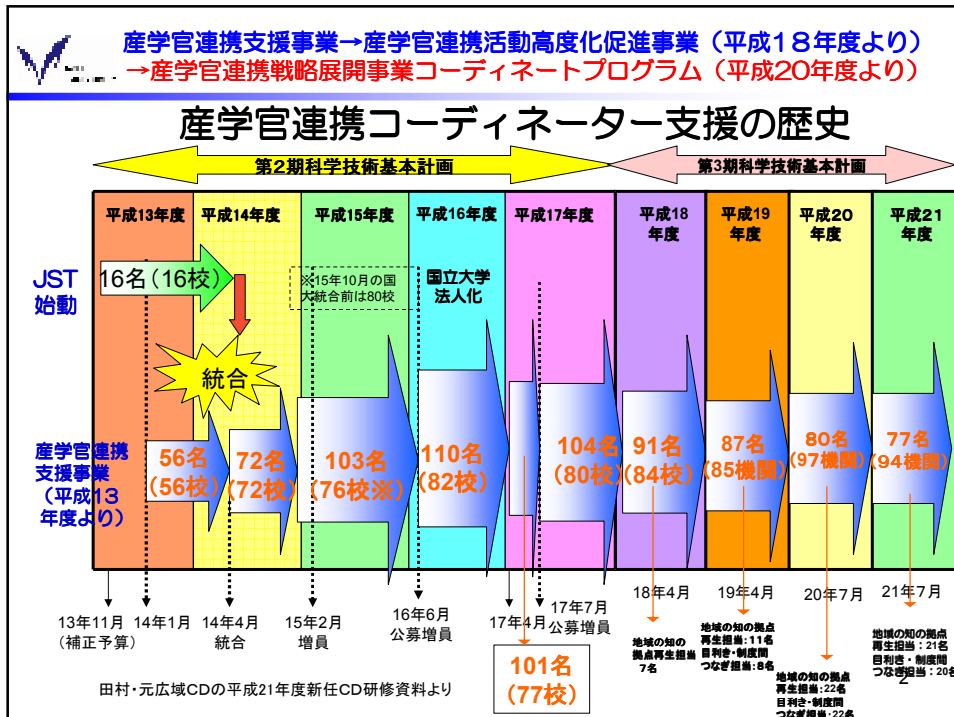


文部科学省 産学官連携コーディネーター活動9年の歩み

目次

1. 文部科学省産学官連携コーディネーター支援の歴史
2. 活動事例紹介
3. 産学官連携の課題

平成22年8月5日
平成22年度第2回関東甲信越地域会議(前橋)
明治大学 産学官連携コーディネーター
北川貞雄





文部科学省産学官連携コーディネーターが支援する組織

期待される役割・業務は、支援する組織により、
多種多様

- CDにとって初めての職場の場合
- すでに何らかの仕事をしてきた職場の場合
- 産学連携組織が新しい場合と歴史がある場合

大学等の産学連携の組織体制とその役割に依存

- 地域共同研究センター等で支援する場合
- 知財センター(知財本部含む)、TLO等で支援する場合

田村・元広域CDの平成21年度新任CD研修資料より



文部科学省産学官連携コーディネーターの5つの特質

- 大学等の研究者と最も近い場所に活動拠点を
持っていること
- 一つの政策の下で連帯感とネットワークを通じて
協働活動ができること
- 産学官連携施策を早期に的確に識る立場にあること
- 世界を視野に入れた産学官連携ができること
- 大学等の研究・教育の高度化に寄与できる産学官
連携活動ができること

4

田村・元広域CDの平成21年度新任CD研修資料より



コーディネーターは、大学等の産学官連携の取り組みのステージに応じて活動を実施

ステージと産学官連携コーディネーターの主な役割

(ステージ3)

- 地域、自治体との連携システムの構築支援
- 全国的なネットワークを活用して産業界の幅広いニーズに対応
- シーズ創造の促進、目利きによるシーズから事業化へのつなぎ



(ステージ2)

- 大学内外における産学官連携体制の構築支援
- モデルとなる産学官連携プロジェクトの企画・助言
- 教職員への産学官連携意識の醸成



(ステージ1)

- 大学シーズと企業ニーズの把握、発掘
- 大学シーズと企業ニーズのマッチング
- 大学研究成果の技術移転、事業化に向けたアドバイス

田村・元広域CDの平成21年度新任CD研修資料より



文部科学省産学官連携コーディネーター(会議)

全国会議

平成14年に20数名の有志によって地区を超えた会議が開催され、この年度は4回開催。爾後、地区会議などの充実に伴い、平成18年度からは年度に1回開催。平成20年度に初めて、特許流通AD、戦略展開P関係者とともにネットワーク拡大に向けた会議とした。

地区会議

制度発足の翌年(平成14年)、各地区で自主的な情報交換や交流の場が設定された。その波紋は他の地域へ拡大し、7地区が確定した。各地区で世話役を選任。開催は年3回。

担当会議

制度担当(地域の知の拠点再生、目利き・制度間つなぎ)の発足とともに制度として設定。世話役を選任、年3回開催。

世話役会

コーディネーター制度の最高決定機関であり、地区・制度担当の世話役と広域担当で構成し、年4回開催。全国会議の実行委員を兼ねる。

研究会

コーディネーターにとって必要で関心がある勉強会。例:ライフサイエンス研究会。

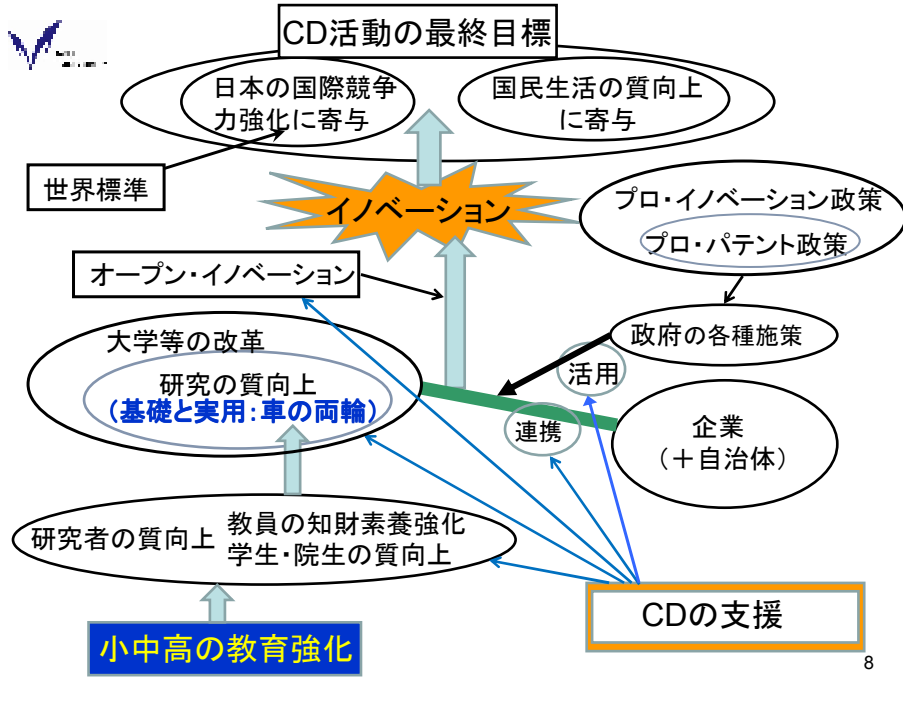
田村・元広域CDの平成21年度新任CD研修資料より



活動の情報発信 (Webで公開)

- 産学官連携ハンドブック
資料編
解説編
- 事例集
産学官連携コーディネーター成功・失敗事例集

7



8



事例紹介

9



骨修復材のシーズ発掘から開発へ

1. きっかけ

特許相談を受け、新規材料の特徴に感動し、実用化支援を決心

2. 技術概要: アパタイト系の新規骨修復用セメント

- 1) 硬化時間が短い
- 2) 硬化時のpH変化がなく患者の疼痛を防止できる
- 3) 生体親和性が大きい

3. 共同研究先

ユニークな骨修復材の実用化に意欲的

骨修復材の開発経緯(A教授とS社との共同研究)

平成15年 基本特許出願(登録平成20年)。プレスリリース。

平成16年 イノベーションジャパン2004新技術説明会

平成17年 S社と共同研究/NEDOマッチングファンド
～平成20年 改良特許3件出願、PCT出願1件(マッチングファ
ンド以降はS社が費用負担)

平成20年 JSTシーズ発掘試験(A)

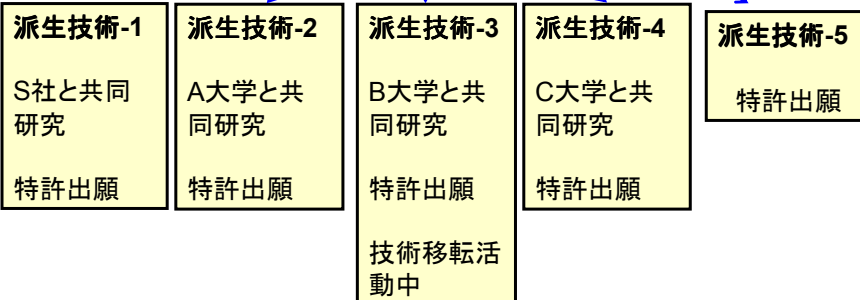
平成21年 JSTシーズ発掘試験(B)/B大学と共同研究

平成21年 KASTに移管(開発研究:拡大プロジェクト;A教授
はKAST研究員として兼務)(特許出願人はKAS
T)



技術の派生

基本技術





CDの果たした役割

1. 影武者としてのプロジェクトマネージャー
2. 当該研究に入り込み、研究指導
3. 研究者の育成
 - ・企業での研究・開発活動の経験を移植
 - ・特許と契約の概念を啓発(教員には不足しがちで、事業化には不可欠)

13



産学官連携の課題

1. 支援先
2. 特許
3. 研究展開のあり方
4. 産学官に望むこと

14



産学官連携コーディネーターが 支援先で役割を果たす上での課題

- 期待される役割及び求められる成果が不明確な場合がある。
- 組織スタッフとの役割分担、責務関係が不明確な場合がある。
- 組織内の命令系統が不明確な場合がある。
- コーディネーターの学内身分が不明確な場合がある。
- 共同研究契約等契約業務での責務が不明確な場合がある。

これら課題解決のために、同じような立場にいるコーディネーター間のネットワークを活用することは、大変効果がある。



大学等からの特許出願の問題点

1. 「武器」としての特許出願が難しい（一般に特許として「弱い」）
2. 登録しても、長期間維持出来ない
 - 1) 中間処理を含めた特許管理が一大学等だけでは困難（経費・人手不足）
 - 2) 教員の定年、移動後はフォローできない
3. 以上を見通した発言が公然と企業から出る
4. 公募研究や補助金の支援による出願特許は事業化後の償還等で、手続きが煩雑（特に、複数の補助金等で研究の場合）



大学等の特許が「弱い」理由

- 大学等は特許を「実施」した事業をしていない
- 学会・論文優先／「特許は学問的ではない」と軽視

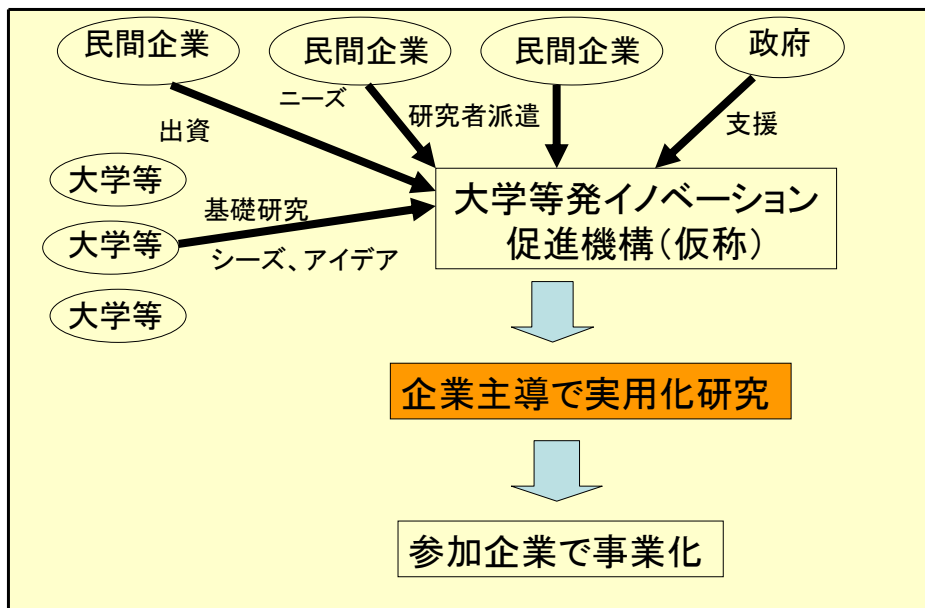


1. 特許請求範囲が狭い
2. 請求範囲の限界の検証なし
3. 「比較例」を軽視。自明のことを実験する必要はないとの認識
4. 弁理士が作成した明細書を盲信
5. 学会発表直前に出願依頼
6. 特許法30条(新規性喪失の例外規定)を「権利」と誤解
7. 自己の公開済み内容(特許、学会、論文)の認識がない
8. 権利侵害の摘発・訴訟ができない
9. 権利維持ができない

→ 企業の評価低い



大学等発イノベーション促進機構(仮称;私案)





ご清聴ありがとうございました